

「世界での先住権保障と アイヌの現状について考える」

三谷 昇

(アイヌの人たちと共に歩むとっとりの会代表)

(元鳥取県人権尊重の社会づくり協議会委員)

1 はじめに

2 映画『サーミの血』と先住民の劇映画

<気になるアイヌ劇映画>



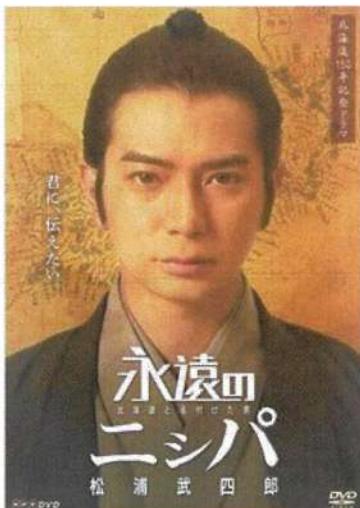
「森と湖のまつり」1958

内田吐夢監督、原作は武田泰淳の同名小説。北海道の阿寒地方を舞台として、アイヌ青年と女流画家の葛藤を中心に、虐げられてきた民族の運命を描く。1958年9月初めから10月中旬にかけて北海道でロケ撮影が行われた。撮影地は標茶町、塘路湖から小船で川を1時間ほど下ったところにある湿地帯など。キャスト 高倉健、香川京子、三國連太郎他



「コタンの口笛」1959

成瀬巳喜男監督、石森延男の小説。物語は、コタン（アイヌ集落）に住む中学生の姉弟が、日本人の執拗な差別や偏見と闘いながら成長し、やがて和解して友情を築くまでの姿を描いたもの。根深く残るアイヌへの差別に屈することなく、周囲の善意ある理解者に支えられて強く生き抜く姉弟の様子が北海道の雄大な自然とアイヌの風俗・伝説を背景に綴られた作品。



「永遠のニシパ～北海道と名付けた男 松浦武四郎～」2019

NHK 札幌放送局の制作。幕末から明治初期にかけて蝦夷地を探査・記録し新たな名称として「北海道」のもととなる「北加伊道」を提案した探検家・松浦武四郎の、先住民アイヌとの交流を描く。題名の「ニシパ」はアイヌ語で「尊敬する人」「大切な人」の意^[4]。北海道 150 年記念ドラマ。



「アイヌモシリ」2020

福永壮志監督。阿寒湖のアイヌコタンで暮らす少年の成長を通して、現代のアイヌ民族のリアルな姿を瑞々しく映し出す。アイヌコタンの中心的存在であるデボ(アイヌ)は、カント(主人公)を自給自足のキャンプに連れて行き、自然の中で育まれたアイヌの精神や文化について教え込もうとする。少しづつ理解を示すカントを見て喜ぶデボは、密かに育てていた子熊の世話をカントに任せる。世話をするうちに子熊への愛着を深めていくが、しかしデボは、熊送りの儀式、イオマンテの復活が願いだった。



「カムイのうた」2023

菅原浩志監督。アイヌ民族が口頭伝承してきた叙事詩ユーカラを「アイヌ神謡集」として日本語訳した実在の人物・知里幸恵の人生を描いたドラマ。劇場公開日：2024年1月26日

〈気になる海外劇映画〉



「セデック・バレ」2011 台湾

ウェイ・ダーション監督。（原題：賽德克·巴萊 /Seediq Bale、セデック語で「真の人」の意）1930年、日本統治時代の台湾で起こった先住民セデック族による抗日蜂起事件である霧社事件を描く。ただし、史実をもとにしているものの、史実と異なる部分や創作も含まれている。第1部『セデック・バレ 太陽旗』、第2部『セデック・バレ 虹の橋』2部作合計4時間半。台湾のセデック族は、誰からも支配されることなく自然の中で狩猟をし、先祖から伝わるガヤ（掟）に従い、暮らしていた。その中で、部族同士の抗争、殺し合いもありつつ、自分たちの世界を築いて生きていた。出草（首狩り）の風習も生きていて、それは彼ら自身の宗教と価値観に基づいていた。しかし日清戦争後、進駐してきた日本軍と戦って敗北し捕えられる。その後、警官の監視のもとで日本の風習や言語を身につけ、日本人の考えるところの文明を受け入れることを強制され、さらに少ない賃金による労働の供出を強いられていた。そして、日本人からの侮蔑、差別、女性の性的搾取が日常的に行われていた。日々鬱屈した不満が高まり、他の村と共に武装蜂起を決意した。それは最初から勝利の見込みのない、部族としての誇りを取り戻すためだけの戦いであった。

「ウインド・リバー」2017 アメリカ



ティラー・シェリダン監督。スリラー映画。監督は、MMIW(先住民女性や少女の失踪・殺人事件を認知させるための運動)を背景に、ウインド・リバーにおける問題への意識を高めるためにこの映画を作った。ワイオミング州ウインド・リバー・インディアン居留地。雪原の中で、ネイティブ・アメリカンの少女ナタリーの死体が発見された。その捜査の過程で裂傷やレイプ痕があり、謎が深まる中、掘削地の警備員たちに目星をつけるが、2人は真実とともにネイティブ・アメリカン社会の闇に直面することになる。

3 先住民・先住権とは何か

先住民族 少数民族に対する、差別と偏見

北米の「ファースト・ネイションズ」や中米グアテマラのマヤ民族、北海道のアイヌ民族、ボルネオ島のブナン族、インドシナの山岳地帯に住むリス族やアカ族、中国のウイグル族……。世界の各地に、先住民族や少数民族が暮らしています。先住民族や少数民族の中には、さまざまな歴史的背景の中で、現在に至るまで社会の中で偏見を持たれたり、あるいは法律によって差別を受けたりしている場合が少なくありません。経済発展の名の下、鉱山採掘事業や森林伐採、大規模ダム開発などによって、土地を奪われたり周辺環境に深刻な被害を受けたりして、生活の糧を奪われ、さらに社会の片隅へと追いやられてしまっています。一方で、自らの土地や資源、文化や言語を守るために、開発計画の撤回や正当な賠償を求めて政府と闘っているケースが多数報告されています。しかし、そのリーダーたちには常に身の危険が……。

先住民族の定義と権利

世界には、およそ3億人の先住民族が暮らしている。

2007年に採択された「国連先住民族権利宣言」44条 法的拘束力はない

先住民族について、「植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義に苦しんできた人々」

先住民族は、近代以降の植民地政策や同化政策によって、自らの社会や土地、固有の言葉や文化などを否定され、奪われてきた人びと。

先住民族とは、自らの伝統的な土地や暮らしを引き継ぎ、社会の多数派とは異なる自分たちの社会や文化を次世代に伝えようとしている人びとである、という定義もあります（ILO169号条約、国連コーコー報告書など）。

世界各国には、宣言を実現するため、先住民族と協議して、適切な政策を取ることが求められています。

先住民の権利とは、

- *自己決定権
- *同化を強制されない権利
- *土地や資源の返還や賠償等を求める権利
- *自治を求める権利
- *文化的・宗教的な慣習を実践する権利
- *独自の言語で教育を行い、受ける権利
- *伝統的につながりを持ってきた土地や資源を利用する権利、など

先住民族と土地の権利

慣習的な土地とは

先住民族にとって、土地は「登記して所有する」という権利の対象ではなかった。そのため、土地の権利証書や利用する土地の境界を示す地図などは作っていない。

土地に対しては、聖地信仰などの宗教的観念を持ち、狩猟や採取などその土地を利用することで、土地とのつながりを伝統的に維持してきた。ある集団が特定の土地に帰属意識を持ち、その土地を利用することを慣習的利用、そうした土地を慣習地という。

侵略や植民地化される過程で、入植者により「土地所有」の法的な概念が持ち込まれ、それまで利用してきた慣習地を利用できなくなったり、立ち退かされたりするようになった。これは、土地の権利を示す証拠がない、登記していない、あるいは聖地である、不便であるなどのため利用していなかった土地などが「無主地（住民はいるが、有効な土地所有はなされていない）」とされ、国、政府、国王などに所有するとされてしまった。

マボ判決

無主地の概念が否定されたのは、オーストラリアの最高裁判所が1992年、先住民族の慣習的土地利用が、当時の英國の慣習法（コモン・ロー）によっても有効な土地利用だったことを認めた（マボ判決）。マボ判決は、慣習法に基づき、先住民族が土地を利用する権利（先住権）の根拠となる先住権原を認めた画期的な判決。先住権原とは、「慣習法あるいは慣習にもとづき保持され、オーストラリアのコモン・ローによって承認される土地あるいは水面に対する先住民族の共同体的、集団的あるいは個人的な権利と利益」（先住権原法223条1項(a)）。翌年（1993年）、先住権原法が制定され、慣習による先住民族の土地の支配が認められるようになった。

国連宣言の採択

オーストラリア以外にも、先住民族に土地権を認める動きはあり、2007年9月13日、国連総会において「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。この宣言の第26条は「伝統的に領有もしくは他の方法で占有または使用してきた土地および領土を領有し、開発し、統制し、そして使用する権利を有する」ことを明記。

グアテマラでは、先住民族の土地所有を保全する責任は国家にあるとし、伝統的、歴史的に土地を保持してきた先住民族は、その伝統的土地管理の方法を維持することが、憲法で認められている。これに基づき、土地や天然資源の利用について先住民族と調整をはかり、先住民の利用や慣習を尊重するよう求める一般法を制定する運動も起きている。

尊重されない先住民族の土地権

しかし、先住民による土地の管理や利用は認められていないところの方が多い。例えば、マレーシアのサラワク州、サバ州などでは、先住民族の慣習地が法律で認められているにもかかわらず、実際には尊重されていないため、開発に反対する先住民族が逮捕、襲撃されるといった事件が多発している。パナマでは、憲法で先住民族コミュニティに必要な土地の留保と集団的土地所有が保障されていますが、警察とその土地の所有権を主張する企業とによって、先住民族が強制的に立ち退かされる事件などが起きている。

憲法や法律で土地に対する先住民族の権利が認められていても、実際にはそうした権利は尊重されないことが多いため、土地を奪われたり、土地の資源を利用できなくなったりする事例はたくさんあります。その結果、都会へ出てスラムなどの劣悪な環境に住み、伝統的工芸品を売ったり、売春をして生活せざるをえない先住民族も多くいると考えられます。

ロマの人びと～差別と迫害の歴史～

ロマはインドを発祥の地とし、6～7世紀から移動を始めたと言われている。彼らは現在、ヨーロッパを中心に世界中で暮らしていて、全人口はおよそ800万人～1200万人。「ロマ」は従来、「ジプシー」となどと呼ばれてきた人たちで、彼ら自身は「ロマ」「ロマニ」と呼称している。彼らの長い歴史のなか、周囲の無理解やエキゾチックな風貌から、「流浪の民」といったロマンティックでステレオタイプなイメージで語られ、いわれなき憎悪によって差別的に扱われ、迫害してきた。奴隸としての500有余年とホロコーストによるジェノサイドは、その不幸な歴史の典型例。ナチスはユダヤ人に対してと同様、ロマを迫害しました。しかし、ユダヤ人の悲劇に対して、ロマの悲劇は忘れ去られた歴史である。また、コソボ紛争ではアルバニア人の死体処理をさせられるなど、周囲の民族はロマを自分たちの都合にあわせて利用してきた。イスラエルでは政府主導により、1972年までの46年間、ロマの子どもを誘拐して親から引き離し、強制的に精神病院や施設に収容、成人するまで家族との接触を一切禁じる、という政策がとらされていた。ロマの文化の消滅を目的としていました。現在、ロマの人びとの定住化がすすんでいるが、ロマが市街地に住むことを快く思わない住民が存在するため、自治体や政府は彼らを積極的に保護しようとはしていない。移転先が確保されないまま、居住地を追われるのも珍しくない。ロマの人たちの抱えている問題は多数あり、また重層的です。とりわけ、教育、就職、住宅については深刻で、反ロマ感情による差別から、「家が借りられない」、「就職出来ない」などで生活に困り犯罪率が増加、そして「差別の悪循環」へと陥っている。ロマ社会における女性の問題もあり、職がなく、アルコール依存症になった夫から暴力を受けたり、借金返済のために売春を強要されるといったケースが少なくない。無責任なマスメディアの報道により、「窃盗癖」「人さらい」「不潔」という短絡的で誤った情報が伝えられている。子どもの教育や地域社会の安定のため、などと政府はロマへの抑圧を正当化し、ロマに責任転嫁しており、雇用不安や社会への不満のはけ口、外国人排斥の動きに、反ロマ感情が利用されるのです。歴史的に文字を使わないロマは、自分たちの窮状や見解を訴える手段が不足しています。ロマのアイデンティティーを尊重・保持していくためには、彼らの状況に合わせた対策が必要です。

世界・地域の動向

*先住民の権利 憲法に記載・保証 アメリカ・カナダ・フィンランド

憲法改正 台湾（原住民族基本法）

(具体的権利)

*自己決定権

*同化を強制されない権利

*土地や資源の返還や賠償等を求める権利 オーストラリアの土地権

*自治を求める権利

*文化的・宗教的な慣習を実践する権利

*独自の言語で教育を行い、受ける権利

*伝統的につながりを持ってきた土地や資源を利用する権利 サーミのサケ漁、台湾の鮎漁

4 アイヌ民族と先住権

＜アイヌ先住権関係年表＞

- 1457年 コシャマインの戦い
- 1669年 シャクシャインの戦い
- 1789年 クナシリ・メナシの戦い
- 1869（明治2）年 開拓使設置。
- 1888（明治21）年 帝大医学部教授による盗骨・生体計測。
- 1899（明治32）年 北海道旧土人保護法制定。
- 1903（明治36）年 「人類館事件」大阪・天王寺で開かれた第5回内国勧業博覧会の学術人類館で生きたアイヌが展示。
- 1931（昭和6）年 札幌市で全道アイヌ青年大会開催。
- 1946（昭和21）年 北海道アイヌ協会設立。
- 1972（昭和47）年 日本人類学会年次大会総会において、活動家の太田竜、民族運動団体代表の結城庄司らが壇上を占拠。アイヌ不在のまま研究の名目でアイヌ文化を管理領有してきたとして学術学会を厳しく糾弾する声明と公開質問状を読み上げる。
- 1984（昭和33）年 社団法人北海道ウタリ協会「アイヌ民族に関する法律（案）」策定。
- 1986（昭和61）年 中曾根康弘「单一民族発言」。
- 1992（平成4）年 国連総会でアイヌ民族として初めて野村義一さんの演説
- 1994（平成6）年 萱野茂がアイヌ民族出身者として初となる国會議員に選出。
- 1997（平成9）年 札幌地方裁判所が二風谷ダム訴訟判決で、アイヌが先住民族であることを認める。
- 1997（平成9）年 アイヌ文化振興法施行。
- 1999（平成11）年 「アイヌ民族共有財産裁判」小川隆吉らがアイヌ民族共有財産の返還手続きの無効の確認求め提訴。
- 2006（平成18）年 アイヌ民族共有財産裁判で原告団側の敗訴確定。
- 2007（平成19）年 国連で『先住民族の権利に関する国際連合宣言』採択。
- 2008（平成20）年 衆参両院で『アイヌ民族を先住民族とする求めを決議』採択。
- 2012（平成24）年 北海道大学遺骨返還訴訟。
- 2014（平成26）年 金子快之札幌市議会議員（当時）、Twitterに「アイヌ民族なんて、いまはもういないんですよね」と投稿。
- 2016（平成21）年 一部遺骨返還がはじまる。
2月 杉田水脈衆院議員差別投稿「チマチョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさん」
- 2019（令和1）年 アイヌ施策推進法施行。「先住民族」明記。「先住権」には触れず。

9月 島山敏・紋別アイヌ協会会长は、儀式用のサケを北海道知事の許可なく採捕し告発。

11月5日 北海道大学の笠原正典学長職務代理が会見で、アイヌ遺骨が適切に保管されていなかったことについて「真摯に反省しております」としたが、謝罪はせず。

11月19日 札幌医科大学の三浦哲嗣医学学長が会見で、アイヌ遺骨収集について「アイヌの方々が受けてこられた苦痛と苦難に対し、おわび申し上げる」と謝罪。

2020(令和2)年 ウボポイ（民族共生象徴空間）開業。慰靈施設による頭骨保存。

8月17日 ラポロアイヌネイションがサケ捕獲権（先住権）の確認求め国と道を提訴。

2021(令和3)年 3月12日 日本テレビ『スッキリ』でアイヌ民族の女性をテーマにしたドキュメンタリー作品を紹介後、出演者の脳みそ夫が「この作品とかけまして動物を見つけたととく。その心は、「あ、犬」との謎かけを披露、同日日テレが謝罪。

2022(令和4)年 1月20日 岸田文雄首相、参院本会議で大学保管のアイヌ遺骨について「返還を進める」などと答弁。

2023(令和5)年 自民党杉田水脈衆議院議員の差別投稿を札幌法務局は人権侵害にあたると認定。

＜社団法人北海道ウタリ協会「アイヌ民族に関する法律(案)」1984＞

前文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

本法を制定する理由

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れ込み、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種的偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業からは締め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活はつねに不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそうの差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である。

現在行われているいわゆる北海道ウタリ福祉対策の実態は現行諸制度の寄せ集めにすぎず、整合性を欠くばかりでなく、何よりもアイヌ民族にたいする国としての責任があいまいにされている。

いま求められているのは、アイヌ民族的権利の回復を前提にした人種差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国民的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

この法律は国内に存するすべてのアイヌ民族を対象とする。

第一 基本人権

アイヌ民族は多年にわたる有形無形の人種的差別によって教育、社会、経済などの諸分野における基本的人権を著しくそこなわってきたのである。

このことにかんがみ、アイヌ民族に関する法律はアイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする。

第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公式名称のもとに、一般日本人とは異なる差別的待遇を受けてきたのである。明治以前については改めていうまでもない。したがってこれまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての議席を確保し、アイヌ民族の諸要求を正しく国政ならびに地方政治に反映させることが不可欠であり、政府はそのための具体的な方法をすみやかに措置する。

第三 教育・文化

北海道旧土人保護法のもとにおけるアイヌ民族にたいする国家的差別はアイヌの基本的人権を著しく阻害しているだけでなく、一般国民のアイヌ差別を助長させ、ひいては、アイヌ民族の教育、文化の面で順当な発展をさまたげ、これがアイヌ民族をして社会的、経済的にも劣勢ならしめる一要因になっている。

政府は、こうした現状を打破することがアイヌ民族政策の最重要課題の一つであるとの見解に立って、つぎのような諸施策をおこなうこととする。

- 1 アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
 - 2 アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
 - 3 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一掃するための対策を実施する。
 - 4 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。
- さらに、講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野における

るアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうるようとする。

5 アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これには、アイヌ民族が研究者として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的におこなわれ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があつたのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。

6 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、問題点の有無をさらに再検討し、完全を期する。

第四 農業漁業林業商工業等

農業に従事せんとする者に対しては、北海道旧土人保護法によれば、一戸当り一五〇〇坪

(約5ヘクタール) 以内の交付が規定されているが、これまでのアイヌ民族による農業経営を困難ならしめている背景にはあきらかに一般日本人とは異なる差別的規定があることを認めざるをえない。北海道旧土人保護法の廃止とともに、アイヌ民族の経営する農業については、この時代にふさわしい対策を確立すべきである。

漁業、林業、商工業についても、アイヌの生活実態にたいする理解が欠けていることから適切な対策がなされないままに放置されているのが現状である。

したがって、アイヌ民族の経済的自立を促進するために、つぎのような必要な諸条件を整備するものとする。

農業

1 適正経営面積の確保

北海道農業は稲作、畑作、酪農、畜産に大別されるが、地域農業形態に即応する適正経営面積を確保する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する農業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

3 その他

漁業

1 漁業権付与

漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する漁業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

3 その他

林業

1 林業の振興

林業を営む者または林業に従事する者にたいしては必要な振興措置を講ずる。

商工業

1 商工業の振興

アイヌ民族の営む商工業にはその振興のための必要な施策を講ずる。

労働対策

1 就職機会の拡大化

これまでの歴史的な背景はアイヌ民族の経済的立場を著しくかつ慢性的に低からしめている。

潜在的失業者とみなされる季節労働者がとくに多いのもそのあらわれである。政府はアイヌ民族にたいしては就職機会の拡大化等の各般の労働対策を積極的に推進する。

第五 民族自立化基金

従来、いわゆる北海道ウタリ福祉対策として年度毎に政府および道による補助金が予算化されているが、このような保護的政策は廃止され、アイヌ民族の自立化のための基本的政策が確立されなければならない。参政権の確保、教育・文化の振興、農業漁業など産業の基盤政策もそのひとつである。

これらの諸政策については、国、道および市町村の責任において行うべきものと民族の責任において行うべきものとがあり、とくに後者のためには民族自立化基金ともいるべきものを創設する。同基金はアイヌ民族の自主的運営とする。

基金の原資については、政府は責任を負うべきであると考える。基金は遅くとも現行の第二次七ヵ年計画が完了する昭和六十二年度に発足させる。

第六 審議機関

国政および地方政治にアイヌ民族政策を正当かつ継続的に反映させるために、つぎの審議機関を設置する。

- 1 首相直属あるいはこれに準ずる中央アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設し、その構成員としては関係大臣のほかアイヌ民族代表、各党を代表する両院議員、学識経験者等をあてる。
- 2 国段階での審議会と並行して、北海道においては北海道アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設する。構成については中央の審議会に準ずる。

5 終わりに

差別のなかで自身の根源的なルーツを切望する少女の過去と現在 - - 『サーミの血』 text 大内啓輔

【作品情報】 (2016年／スウェーデン、ノルウェー、デンマーク／108分／南サーミ語、スウェーデン語／原題：Sameblod／DCP／シネマスコープ)

監督・脚本：アマンダ・シェーネル 音楽：クリスチャン・エイドネス・アナスン 出演：レーネ=セシリア・スバルロク、ミーア=エリーカ・スバルロク、マイ=ドリス・リンピ、ユリウス・フレイシャンデル、オッレ・サッリ、ハンナ・アルストロム 後援：スウェーデン大使館、ノルウェー王国大使館 配給・宣伝：アップリンク

『サーミの血』という題名だけを聞くと、本作が「サーミ人」という固有の民族をめぐる物語であると



想起するかもしれない。自身もサーミの血をひくという監督のアマンダ・シェーネルが初の長篇映画である本作において自身の民族的なルーツを物語のテーマに選び、そして映画に登場するすべてのサーミ人には実際にサーミに出自を持つ人たちを起用する

という徹底ぶりを知ったならば、この意欲作がサーミの民族的な歴史や価値観に対する何かしらの問題提起を含むものであると想像するのは、むしろ当然のことだろう。

もちろん、それが一概にまちがいであるとはいえないし、少なくとも現代に生きる少数先住民族としての監督の立場を表明しはするだろう。しかしながら全篇をとおしてみると、それは部分的なことにすぎず、本作は過去と現在を往復する半世紀以上にわたる時間のなかで、自らの根源的なルーツを希求するひとりの少女が葛藤や困難に立ち向かって成長してゆく物語であり、その境遇を普遍性をともなったすがた

で描きだす。日本でも前回の東京国際映画祭で審査員特別賞と主演女優賞を受賞するほか、世界各国で高い評価を得てきた。

物語は1930年代、スウェーデン北部のラップ・ランド地方が主たる舞台となる。そこに昔ながらのトナカイとともに暮らす少数先住民族であるサーミ人の姉妹、エレ・マリヤ（レーネ=セシリア・スバルロク）とニエンナ（ミーア=エリーカ・スバルロク）。彼女たちの「再会」から映画ははじまるが、その再会はおよそ半世紀以上は過ぎたであろう今、妹のニエンナの葬式という場で果たされることになる。



まだ明転していない画面のなか、ノックを繰り返しながら母親に呼びかける男（オッレ・サッリ）の声が響く。つづいて部屋のなか、ノックの音に気づいているものの気分を落ち着かせようとしているのか、神経質に煙草に火をつける老女（マイ=ドリス・リンピ）のすがたが映し出される。この場面だけでも、現在はクリスティーナという名をもつエレ・マリヤが心を閉ざしていることを窺わせるが、その理由が直後の車内の場面で明かされる。

その息子が運転する車のなかサーミの民族音楽を流しながら「母さんの生まれ故郷の音楽だよ」と話しかけると、彼女は「耳障りな音楽」であると冷たく言い放ち、サーミの人たちは「物盗りだしウソつき」で「口を開けば文句や愚痴ばかり」であり、自分が「あそこの人たち」とは何の関わりも持たないのだと、サーミへの徹底した拒否反応を示す。「サーミの血」をひくことは彼女にとって悲劇的な運命であり、乗り越えるべき障害だったのだ。

この日は妹のニエンナの葬式であり、そのための帰郷であったことがわかる。妹はエレ・マリヤとは異なりサーミ人として生き、その共同体で生涯を送ったのだろう、会場はサーミの言葉が交わされ、民族的な統一感が保たれている。同行した彼女の孫娘も民族衣装のコルトに着替えており、それを目にした彼女は耐えられなくなったように早々にホテルへ戻ってしまう。彼女にとって「サーミの血」とは忘れるべき過去なのだ。

ホテルに戻り、冷静になった彼女は騒々しいクラブフロアを訪れるも、もう何も聴こえない。窓外の景色にトナカイ狩りにでかけるという親族らのヘリコプターを眺めているうちに、思い出すことを拒否していく過去の記憶へと誘われてゆく……。

さて、「サーミ」とはいかなる民族なのだろうか。現在ではノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアの4カ国に分断されるかたちで存在するサーミ人は、トナカイ遊牧民として知られる。かつては「ラップ」と呼ばれていたが、現在では彼らの呼称を尊重して「サーミ」と呼ばれる（「ラップ」というとき、それは差別的なニュアンスを含むことも映画を通してわかる）。およそ7万5000人ほどがいるとされ、ウラル語族に属する。百科事典的な説明ではこうなるが、彼らの特徴は、伝統的な歌であるヨイクや色彩の美しさで知られるコルト、代名詞ともいえるトナカイの遊牧など画面を通して知ることができる。監督がいうように「サーミ文化を学ぶための教育映画」ではないにせよ、未知の観客にとっては忠実に再現されているディテールはたいへん興味深いものとして映る。

十数世紀の歴史をもつサーミ人が、1800年後半から同化政策、1900年以降にはスウェーデンでは人種生物学の影響から分離政策の波に飲まれることになった。1913年には、



トナカイ飼育業の児童を公立の基礎学校から排除すべく寄宿学校が設立された。これが映画の舞台となる、少女たちが通う学校である。

そして 80 年代から 90 年代にかけて、先住民族の権利に対する政策の見直しが行われた。今ではトナカイ放牧に携わる人口はサーミ人の 1 割程度だとされ、民族衣装を着ることや狩猟採集を行うことは少なくなっているという。エレ・マリヤが少女時代を過ごした 30 年代は、少数民族社会から偏見や差別を強く受けた時代であり、その後の権利回復までの揺れ動く価値観のなかにあったといえる。



若かりし日のエレ・マリヤが生きたのは、サーミ民族への激しい差別や偏見に晒されていた時代である。妹とふたりで舟を漕ぎ、林を抜けてはじめて寄宿学校を訪れるときからすでに、彼女たちは向けられる奇異の視線に無自覚ではいられず、とりわけ彼女たちを「捕まえれば賞金が出る」のだと笑いものにする若者たちの振る舞いはきわめてショッキングである（この場面では文字通り「サーミの血」が流れ）**。そして同時に、現在においては当然に非人道的とされる差別的な行為が、歴史をとおしてサーミ人に限らず、あらゆる人種に対して理由付けをもって行われてきたこと**（サーミの場合、科学的に「特異な人種的特徴」をもつとされ、分離政策の対象となつた）、人類が発揮する普遍的な暴力性であることも示しているだろう。

物語を通して強調されることは、彼女が受ける差別的な暴力が直接的に身体に与えられるものであるとともに、さまざまな場所で眺められ、「観察」される対象として扱う「視線」によってもたらされるものでもあるということだ。こうした暴力視線の極致は、生徒たちが「身体検査」をされる場面である。クラスの優秀な生徒であるエレ・マリヤが代表して骨格や歯などの身体のサイズや健康状態が乱暴に検診される。つづいて全裸になることを強要され、写真に収められるときのフラッシュの閃光は、攻撃的な視線をむき出しにする。その一連の様子は科学的な研究のために観察して記録するようであり、本人の意思など

不間にじてよいのだという傲慢さに満ちている。さらに窓の外には「身体検査」の一部始終を覗き見する若者たちがいる。エレ・マリヤが望むのは、こうした「観察の視線」から解放されることなのだ。彼女は思う、共同体から逃れることが最善の解決策にちがいない。しかしながら、それらの視線がサーミの共同体から抜け出たあとにも付きまといつづけることを、彼女はまだ知らない。



自身に「サーミの血」が流れていることによって差別されていることを自覚したエレ・マリヤにとつて、自分が属する世界の「外」へと飛び出したいと願うことは自然なことかもしれない。そんな彼女に「外」の世界を垣間みせる人物がふたりいる。ひとりは寄宿学校の教師であるクリスティーナ（ハンナ・



アルストロム）であり、もうひとりは彼女が思いを寄せるニクラス（ユリウス・フレイシャンデル）である。

この女性教師からは聖書をはじめとする勉学や教育、教師という職業、ひとりの女性としての生き方を教えられ、エレ・マリヤは彼女をモデルとして「人格形成」に決定的な影響を受け、新たなアイデンティティを獲得していく。そのことは、エレ・マリヤがはじめてサーミの共同体を抜け出してダンスパーティへと向かうときに彼女のワンピースを無断で押借し、さらに名前を訊ねられるととっさに「クリスティーナ」と名乗ることではっきりする。装いを変えること、それは視覚的に「変身」することであり、「血」は変えることはできないが、服装は変えることができる。衣服を変えることでアイデンティティも新たに規定される。その結果、彼女は「外」へ飛び立つための切符を手に入れるのだ。

そして、ダンスパーティの場でエレ・マリヤに名前を尋ね、「切符」を与えるのがニクラスという青年である。一時的な滞在なのであろう軍服を着た彼はダンスパーティに彼女を誘い、やってきた彼女とダン

スをして彼女とキスをする。もともとの彼の誘いが気まぐれでしかないのでどうかはさておいて、エレ・マリヤが夢見る二クラスとの関係が、きわめて甘い「ロマンス」的なものであるとはいえるだろう（彼女が首都へやってきたのちの物語を成功譚として描けば、「ワーキングガール」を主役としたメロドラマになりそうな設定でさえある）。

ともあれ彼女は服装と名前を変える（借りる）ことで「サーミの血」から逃れ、独立した個人として生きることを決意する。鉄道に乗り込み、大都市ウプスラへと向かう。その切符が片道切符なのかどうかは、彼女もわからない。ただ、言語的な能力や「クリスティーナ」としての戸籍の問題など、さまざまに困難が待ち受けていることはまちがいない。

エレ・マリヤ＝クリスティーナがはじめてウプスラを訪れたときの静謐なひとときは、ウプサラの街のみを印象的にとらえたシンメトリックな画面構成と、言葉を発さないにも関わらず饒舌な彼女の表情によって美しく感動的な場面である。彼女は街を歩いたあと、意を決して二クラスに教えてもらった彼の家を訪ねる。二クラスとの生活が保障されていると信じていたエレ・マリヤだが、もちろん現実は甘くない。しばらく泊めてもらうあいだ、書物やピアノ、電話機などに静かに触れて喜びを感じるエレ・マリヤ。だが、彼女が手に入れた彼との恋人関係はかりそめのものにすぎないようだ。ただ、憧れていた学校にも通うことができるようになっていく。

これ以上の物語の詳述は避けるが、名前と出自を偽った少女がひとり上京することの困難は想像に難くないだろう。ここで重要なのは、新しい人格を手にした彼女がなおも、「観察の視線」から逃れることができないことである。二クラスの誕生日会に招かれた場違いな彼女がにわかに注目を浴びる場面で、彼の友人たちにヨイクを歌ってほしいと懇願される場面がある。もちろん彼らは好意で口にしているわけだが、そのうちのひとりが酷薄にも「私たちは人類学専攻なの」と口にする（さらにはヨイクをヨーデルと

いい間違う）ことで、彼女はサーミという属性から逃れられないこと、そして好意の視線と差別のそれとは根を同一にしていることを知るのである。

ただし、そうした視線の力学は寄宿学校での生活のときからすでに仄めかされていたのだった。というのも、エレ・マリヤがサーミの共同体から逃れようとする場面で、姉を止めようとする妹に対して「ラップ人」と軽蔑をこめて呼ぶのである。ここでエレ・マリヤは、彼女たちを差別してきた視線とにわかに同化してしまう。つまりこの場面において、エレ・マリヤにはサーミ人であり続けるか、あるいはサーミ人を差別する視線と同化するかしか、選択肢としては用意されていないことが予告されていたのだ。彼女は



ふたつの世界の狭間で揺れる。その選択を迫られる彼女のアンビバレン特な感情を現出する顔つきは、言葉ではなく俳優の演技や表情で語らせようとする本作全体の性格のかでもとりわけ素晴らしい。

民族的な差別を受けながらもエレ・マリヤは「クリスティーナ」となって教師の職に就き、孫娘を授かっていることが、老年に差し掛かった姿から窺い知れる。もしも彼女が半世紀生まれるのが遅ければ、彼女はもっとスムーズに自己実現を達成していたのだろうか？あるいは、彼女の一世代下の息子のように、性別が異なればもっと豊かな生活を望むことができたのだろうか？そう問うことは野暮なのかもしれない。ただし、彼女がウプサラに着いて、生きるために二クラスの家の家政婦にしてくれと頼んでいたことからも、サーミ人であることとともに女性であるという条件が彼女の生きる道を険しくしていたことはまちがいない。

本作を鑑賞するほとんどの観客は、サーミとは遠い場所で生きているはずだ。そして映画を通してエレ・マリヤに共感してきた観客たちは、彼女と同様にふたつの感情で揺れているはずである。サーミの民族的な表象や特性に対して「人類学」的に関心を抱くとともに、民族的な人格をこえて、彼女がひとりの

女性として自分の居場所や生き方を見つけることを願うこと。常にそのふたつの思考のレンズを通して、私たちは彼女を眺めるのだろう。

監督によれば、彼女一族のなかにもサーミのアイデンティティを変えた者と留まった者の対立がいまだに根強くあるという。映画のエレ・マリヤとその息子の関係は、ごく単純に構造化すれば、二項対立を体現しているといえる。現在も進む近代化のなかでかつての暮らしを続けることが難しくなり、新たな問題を抱えていることは、ホテルでエレ・マリヤと同席した観光客が苦言を呈していたとおりである。

そのとき、その二項対立に囚われない選択肢こそ、無垢な存在としての孫娘が体言しれているのかもと思い至る。彼女からは二世代下の一回想のエレ・マリヤと同じくらいの年頃であるだろう孫娘は、現在、伝統的なアイデンティティを豊かに表現し、現代社会に生きる新たな世代に属している。エレ・マリヤの過去への旅が終ったとき、その思いが新たな世代へと掛け渡しされることで、彼女は救済されるだろう。本作が、サーミという個別の民族に属するひとりの人間を描きつつ、その問題を普遍化する力をもった、豊かな表情をもつ女性の物語であるだと断言してみたい。そして何よりも、その表情によって雄弁に思いを伝える少女の表情が、言葉少なだからこそ語られるべき物語があると、たしかに伝えてくれているのである。



【執筆者プロフィール】大内 啓輔（おおうち けいすけ）

早稲田大学大学院修士課程修了。論文に「リヴェット的反復『セリーヌとジュリーは舟でゆく』をめぐつて」、「ウディ・アレン『アニー・ホール』におけるオートフィクションの様相」など。

北極圏の先住民族サーミ：脅かされるその生活

ハナフサマユコ Mayuko Hanafusa

2020年10月8日

2020年6月12日、スウェーデンで真実委員会が設置されると発表された。真実委員会とは、国単位で設置され、人権侵害や政治的抑圧の被害者グループが受けてきた歴史的不正を追究し将来の和解を目指すものである。今回スウェーデンで設置される真実委員会は、伝統的に北極圏を生活地域としてきた先住民サーミが長年政府から受けた差別の歴史やその実態を明らかにする目的がある。サーミの人々に関する真実委員会の設置は2017年のノルウェー、2019年のフィンランドに続き3ヶ国目である。現在に至るまでサーミが受けた差別、そして現在新たに彼らが直面している環境や開発に関する問題とは一体どのようなものであるのか。



ノルウェーのサーミ議会（写真：
Illustratedjc/Wikipedia Commons
[CC BY-SA 3.0]）

サーミとは

サーミは古くはスカンジナビア半島の北部からロシアのコラ半島にまたがった地域を生活圏としてきたヨーロッパ最大の先住民である。少なくとも紀元前11,000年にはこの地に居住していたと考えられており、その人口はノルウェーに50,000人、スウェーデンに20,000人、フィンランドに8,000人、そしてロシアに2,000人の計80,000人と推定されている。しかし、この人口に関する統計はアイデンティティをもとに作成されており、各国で正確な調査は行われていないため、正確な人口は不明である。宗教は地球との結びつきを重視した多神教を伝統的に信仰してきた。古くからコミュニティの言語として主にサーミ語が使用されてきた。サーミ語は隣接する方言地域間で明確な言語的境界がないとされているが、これまでに話者数の減少などもあり少なくとも10の方言が消滅した。特に近年ではサーミ語の学習機会や使用機会が限られていることから若者のサーミ語話者は少ない。2001年の時点で話者は25,000～30,000人と言われている。

極北に住んでいたサーミは厳しく寒いツンドラ気候に順応した生活様式を発達させたため、貿易などで関係性はあったものの周辺の国家に組み込まれることなく独立を保っていた。何世紀にもわたり、狩猟採集、漁業、トナカイの遊牧などさまざまなライフスタイルを維持してきた。とりわけサーミとトナカイ遊牧は切り離すことができないほど文化的に重要な意味を持つ。トナカイの遊牧を営むサーミは5~6家族で集落を形成し、トナカイの群れが季節ごとに食料を求めて移動するのに合わせて遊牧生活を送ってきた。その中でトナカイの肉を食べたり、皮を衣服にしたりして販売するなどトナカイを資源とした産業で生計を立てていた。しかし現在、トナカイ遊牧のみで生活するサーミはごく一部であり、サーミのほとんどが各国家により侵略される以前の土地や伝統的な生活から離れ、都市部で生活したり、遊牧や漁業以外で生計を立てている。また伝統的なサーミの集落に住んでいる人々でさえ、多くはサービス産業で生計を立てている。



サーミに関する問題を取り扱い各国と協議し、サーミとしての合意形成、文化や言語の保護に努めている機関として、サーミ議会がある。スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにはそれぞれ一般的な議会とは別にサーミ独自の議会が存在する。特にこの3国間では、少数民族としてのサーミの地位を確立することに加え、条約を結んでより広い範囲でのサーミの自治権獲得を目指している。独

自の文化、言語そして議会を持つサーミ。しかし、歴史を振り返れば長年にわたる差別や文化的同化の強制など彼らの存在やコミュニティは脆弱な立場へと押し込められてきた。そして現在においても多くの場面でサーミの権利がないがしろにされている。

差別の歴史

前述の通り、もともとサーミは現在のノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアなどの国家から独立を保ち北極圏で生活していた。ところが15世紀以降、スウェーデンとノルウェーがサーミの住む土地に資源利用の点から注目し、派遣隊員を遠征させた。それぞれの国はサーミたちをその土地から追い出すことを目的とし、定住に際して税金を払わせるなどの一方的な制度を押し付

けただけでなく、派遣隊員はトナカイを乱獲するなどの行為を行なった。これまでの生活様式を奪われたサーミの中には、遊牧や漁業などの方法で生計を立てることを諦めなければならない者もいた。この出来事を皮切りにサーミへの文化的同化の要求はますます厳しくなっていく。

17世紀のスウェーデンでは、キリスト教化がサーミに対して強制された。キリスト教への改宗に従わない者には罰金、投獄、さらには死刑といった罰を与えることで、協会での礼拝に出席することを余儀なくした。これによりサーミの伝統的な宗教はほぼ完全に破壊された。19世紀のノルウェーでも、政府によってサーミが生活を営んできた土地が押収される他、サーミ語の使用や慣習の禁止、キリスト教への改宗も強制された。それ以前の教育はサーミ語で行われ、宗教文書などもサーミ語で著されていた。ノルウェー政府の同化政策により、子供たちはノルウェー語で教育を受け、キリスト教の名前に改名されられるなど厳しく独自の文化や言語が抑圧されてきた。その結果、前述の



ようにサーミ語の多くの方言が絶滅することとなった。また20世紀前半のノルウェーにおいては、サーミの土地は政府に譲渡する義務があるという法が制定され、サーミとその文化を消滅させるためのさらなる積極的な取り組みが行われた。

伝統的なサーミの家族（写真：tonynetone/Flickr [CC BY 2.0]）

第二次世界大戦後、国際労働機関（ILO）が1957年に先住民族条約（第107号）（※1）を締結した。これは先住民を抑圧と差別から解放するために採用された初めての国際的な文書である。しかしこの条約は支配的立場にある社会に先住民を統合することを前提としており、文化の消失は不可避免であるという意味合いが強かった。これに対し、人権の視点からも強制的な同化を阻止すべきだという一部の先住民から反対意見があった。そうして1989年に、条約第107号は先住民族条約（第169号）（※2）へ改正された。この条約は世界中の先住民の権利回復を目的とした国際的な文書で、国家内で先住民の自決権を認めるとと



もに、土地への権利を含む先住民のあらゆる権利に関する各国政府の基準を定めている。ところが、改正前に条約に批准していた国が必ずしも改正後の条約に批准したわけではなかった。

北極評議会で発表するサーミ評議会のメンバー（写真： arctic_council/Flickr [CC BY-ND 2.0]）

サーミに自己決定権を与えることによって国家の支配力が弱まるという理由から、改正後の条約に批准したのはノルウェーのみで、スウェーデン、フィンランド、ロシアは批准しなかった。

冷戦期間中にはロシアとの行き来が困難だった移動が 1989 年の冷戦終結に伴い再開したことや、1980 年代から 1990 年代にかけての先住民の世界的な権利回復運動の流れを受けて、1990 年代後半になって、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアでサーミを先住民と承認する法が可決された。しかしスウェーデンやノルウェーでは憲法で文化と言語の保護を保障しサーミ議会を承認するも、実際には法律が施行されず暗黙の差別が続いた。フィンランドではサーミを民族として認識するも ILO 条約第 169 号に未批准であるため先住民の土地に関する権利が否定されたままであり、ロシアでも先住民の経済発展を目指す内容が憲法に記載されはしたが、政府が未履行状態であるなど、どの国においてもサーミの先住民族としての権利回復はないがしろにされてきた。2000 年以降、スウェーデンではサーミ語を正式に少数民族の言語として、2011 年にはサーミを国民として承認するも、サーミの土地と権利に関する法は制定されておらず、現在に至るまで差別は残存している。

生活を脅かす環境問題

上記のような差別に加えて近年では環境問題や気候変動といった問題もサーミの生活に大きな影響を与えている。

そのひとつに放射能がある。1986 年、ウクライナのチェルノブイリ原子力発電所で爆発事故が起こった。事故後、ノルウェーを含むヨーロッパの広範囲に放射性物質を含む雲が広がり、降雨や降雪と共に放射性物質が地上に降り注いだ。これらの放射性物質は地衣類やキノコが吸収しやすく、その地衣類こそがトナカイにとっての冬の食糧である。そのため、チェルノブイリ原発事故以降、放射性物質を含んだ地衣類を摂取することでトナカイの体内に放射性物質が蓄積されていき、事故から 30 年が経過した今、ノルウェーでトナカイの体内から基準値を大幅に上回る放射性物質が検出されたことが明らかになっている。トナカイの肉はスカンジナビア諸国で広く食用されており、トナカイ遊牧で生計を立てるサーミにとって重要な収入源であった。しかし、放射性物質が検出されたトナカイの肉を販売することはできず、トナカイを家畜として飼育するサーミの生活は大きな打

撃を受けることとなった。

さらに、世界的にも大きな問題となっている気候変動もまた、トナカイに大きな被害を与えている。特に北極圏は地球上の他の場所に比べて温暖化の進行が2倍早いことがわかっている。例えばスウェーデンでは産業革命以前の時代と比較して国土全体で平均気温が1.64度上昇している。高山地域ではこの気温上昇の傾向はさらに顕著で、1991年から2017年の冬の平均気温は、1961年から1990年の平均気温と比較して3度上回っていると発表されている。この温暖化により生じる問題のひとつがトナカイの食糧不足である。気温の上昇によって降雪の一部が雨になり、その後の気温低下などによって、地面に厚い氷の層が形成される。一般的にトナカイは季節に応じ食糧を求めて移動するが、トナカイの食糧がこの厚い氷の層の下に閉じ込められてしまうのだ。そして北極圏では秋に初雪が降るため冬期が長く、同時にトナカイが食糧を得ることができない期間も長くなる。夏期に滞在していた放牧地では牧草を食べ尽くし、冬期に滞在する地へ移動してもそこで長期間食糧が手に入らず、食糧不足に苦しめられ飢餓で命を落としたりする可能性が高まっている。さらに北極圏では初雪が降る時期も早いため冬季が長く、トナカイにとって食糧のない期間が長くなってしまう。その結果、冬のトナカイの食料不足は深刻であり飢餓などの危険も増している。



トナカイの群れ（写真：Mats Andersson/Wikimedia Commons [CC BY 2.0]）

さらに気候変動によって氷河が融解し、北極圏で様々な産業・海運が進出可能になったこともサーミの生活を脅かしてもいる。その例としてここでは北極海鉄道建設計画を取り上げる。近年、温暖化の影響で海氷が融解し、北極海

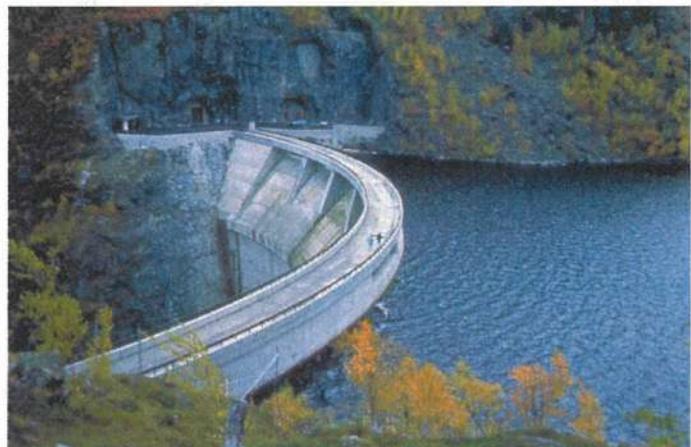
の海運ルートが拡大しつつある。それに伴ってフィンランドの起業家たちがフィンランド北部の経済発展を試み、2019年に鉱業製品や石油、ガスを輸送するためのノルウェーからフィンランドにかけての鉄道建設を提案した。しかし鉄道の建設に伴いサーミから牧草地を奪う、電車がトナカイの放牧ルートを横断する、走行中の電車がトナカイに衝突する等トナカイ遊牧を営むサーミの生活にあらゆる被害を及ぼす可能性がある。さらに鉄道が開通するとインフラが整備され、線路周辺に新たな産業が進出することが予測され、サーミの土地の権利利益は奪われる一方である。

またフィンランドでは森林伐採が盛んに行われている。フィンランドに存在する森林は世界に存在する森林の1%にも満たないが、2018年時点で紙の生産量は世界9位と入るほどフィンランドの林業と製紙産業は盛んだ。森林伐採が行われているのはトナカイの群れが放牧される広大な国有地で、大規模な森林伐採の他、植物の生育循環の悪化や多様な生態系の破壊を招いている。前述のようにフィンランドはILO条約169号に批准しておらず、企業は環境やサーミへの影響を考えることなく林業を行っていた。これに対してヨーロッパの各地でデモや訴訟が起こったことを受け、最終的に2010年フィンランド政府は森林を保護することに合意し、最短でも2030年までは森林が確保されることが約束されている。これらのことからわかるように、サーミの生活は気候変動や環境破壊、各国の資源開発の推進などによって大きく影響を受けている。

「グリーン植民地化」

気候変動の悪化に伴い、その対策の取り組みとして、再生可能エネルギーや電気自動車の生産がひとつのカギと言われている。ところが再生可能エネルギーや自動車の生産を進めることもまた、サーミの伝統的な生活に対して負の影響を及ぼす場合がある。

アルタ川に建設されたダム（写真：
Statkraft/Flickr [CC BY-NC-ND 2.0]）

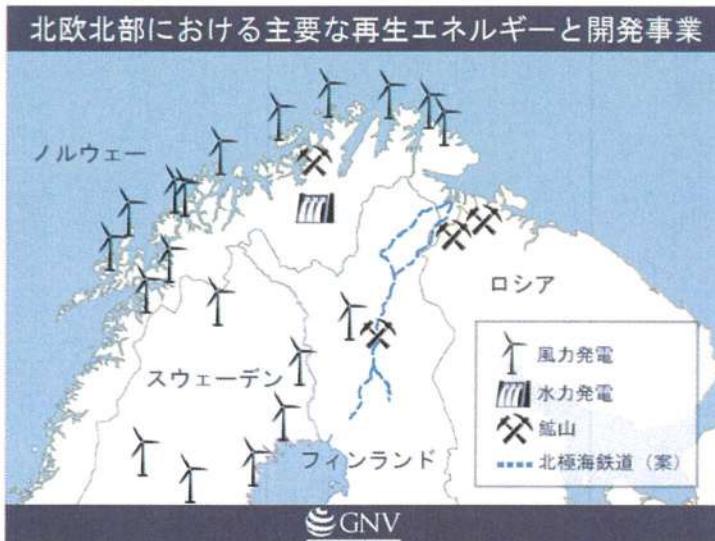


1980年頃再生可能エネルギーとして水力発電が着目され、ノルウェー北部のアルタ川にダムを建設することが提案された。しかし、アルタ川はトナカイの放牧地を通る川で、ダム建設はサーミの住む集落を水没させる危険にさらす他、トナカイの放牧ルートを遮断するなどの問題をはらんでいた。これに対し、ダム建設や建設に必要な道路建設を阻止するため、サーミ活動家やノルウェーの環境保護家らがデモを起こした。警察が出動し逮捕者もでたが、デモによる抵抗は続いた。しかし、最終的にはサーミに放牧地の所有権が認められていないことを理由にダム建設を中止させることはできなかった。デモが立ち上がったこととその反響は、後のサーミの言語と文化の保護を保障する憲法の改正や政治的代表を認める法律の成立につながったと言われる。さらにこの出来事が契機となりサーミの生活が再生可能エネルギー推進の背景で脅かされていることが広く知られるようになった。風力発電もまた再生可能エネルギーとして注目され、ノルウェーでは風力発電プロジェクトが進行している。1980年のダム建設によって集落の水没や放牧地の遮断が問題となったのと

同様に、風力発電施設が山地に建てられることでサーミは新たな土地を奪われることとなり、ますますサーミは生活圏の縮小が強いられている。

世界的な再生可能エネルギーの需要の増加に伴い、そのエネルギー生産及び蓄電に必要な鉱物資源の需要も増加し、鉱山開発が進行している。電気自動車のバッテリーや風力タービンに使用される銅やコバルトがその典型的な例だ。スマートフォンに使用されるバッテリーは10g前後のコバルトを要するのに対し、電気自動車に使用されるバッテリーは最大3kgとはるかにたくさんのコバルトを要する。電気自動車のバッテリーの生産量を増やすためには膨大な量の銅やコバルトが必要であり、新たな鉱山開発地となる場所が求められたり、鉱山開発が進んだりしている。各国において鉱物資源が豊富な地域がサーミの生活圏と重複していることから、鉱山開発もまた、サーミの生活に影響を与えている。ロシアにはニケリ鉱山とザポリアニー鉱山、フィンランドにはケヴィスタ鉱山がある。そしてノルウェー政府は、サーミ議会の反発があったにも関わらず、世界有数の環境国としての名を保持すべくフィンマルクの地で銅鉱山を開発する計画を承認した。これをグリーン経済の促進だと支持する声が挙がる一方、歴史上最も環境に悪影響を与えるプロジェクトと非難する声も挙がっている。さらに鉱山廃棄物の投棄によって生態系が破壊されるという問題もある。

このように環境負荷の低いとされているエネルギーや機械、それに伴う設備を生産しようとする動きは一見称賛されるべきである。しかしその裏側では、サーミの居住地・生活やそこに存在する自然や生態系を少しづつ奪い破壊されている。社会的強者が生み出した環境問題やその解決策として求める利益のためにグリーン化が推進されるが、その実現のためのしわ寄せは社会的弱者の権利や



利益が侵害されるという形で現れている。この構造が植民地主義と類似していることから、「グリーン植民地化」と呼ばれる。本来であればサーミの生活・文化を保護するために、開発事業を行う側は誠意を持って事前に十分な相談をし、どのように事業を行えば負の影響を最小限に抑えることができるのかを検討した上で同意を得て事業に取り掛かる義務がある。しかし、企

業側は利益を生み出すことを最優先に考えているため、企業側や事業にかかるコンサルタント等には十分の理解も時間もないまま、事業が進められることが多いと、この問題に取り組む研究者の

スザン・ノーマン氏は指摘する(※3)。トナカイの繊細な生態系についてサーミ側が持っている知識と、事業計画を急いでいる企業側との間に「情報の非対称性」が生じ、サーミが持っている懸念が考慮されないまま開発事業が進められた結果、生活が脅かされていく。しかし、問題は企業側だけにあるわけではない。最終的にサーミの生活基盤を保護する義務を担っているのは政府の責任も大きい。さまざまな事業において、計画段階からの規制と許可、実施後の損害賠償に関する規定を設置するなど、重大な役割をもっているにも関わらず、その役割を十分に果たせていないのが現状である。問題の背景にはさまざまな当事者の複雑な利害関係があると彼女はいう。

これまでサーミが受けてきた差別の歴史、現在直面している問題を見てきた。時の経過と共に、彼らに対する扱いに変化は生じているものの差別はまだ残存しており、気候変動にも気候変動への対策にも生活を脅かされている。気候変動の緩和対策も必要だがサーミの権利保護も求められる。その両者のバランスをどのようにとるかは厳しい課題である。今後の展望に注目したい。

※1 IL0 表記は土民及び種族民条約となっているが不適切な表現であるため、ここでは先住民族条約とする。

※2 IL0 表記は原住民及び種族民条約となっているが不適切な表現であるため、ここでは先住民族条約とする。

※3 2020年10月に著者とのインタビュー

ライター：Mayuko Hanafusa

グラフィック：Mayuko Hanafusa, Yow Shuning

取材協力：Susanne Normann（オスロ大学）